

(平成21年4月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 2 件

佐賀国民年金 事案 376

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年4月から54年3月まで
国民年金制度が開始された当初から国民年金に加入していたが、結婚により国民年金の資格喪失を申し出た。その後、年金を少しでも多く受給したいと考え、再度国民年金に加入し、保険料を納付していたのに、「ねんきん特別便」により申立期間の保険料が未納となっていることに驚いている。当時は、市役所で間違いなく納付していたので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は、12か月と比較的短期間である。

また、申立人は、国民年金保険料の納付方法に関して、昭和51年12月に国民年金に再加入した後、市役所内の銀行出張所で3か月ごとに保険料をまとめて納付書により納付したと供述しており、その内容には、具体性があるところ、A市では、50年代の旧庁舎内には、銀行の出張所が存在し、納付可能であったとしており、申立人の供述に不自然さはない。

さらに、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間当時の国民年金保険料額とおおむね一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

佐賀国民年金 事案 377

第1 委員会の結論

申立人の平成8年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年11月

「ねんきん特別便」で、平成8年11月分の国民年金保険料が未納となっていることに驚いた。国民年金を納付した際に発行された平成8年11月29日付けの銀行の領収書があるので納めていないはずはない。社会保険事務所によれば、その11月分の国民年金保険料は還付されたことになっているが、還付を受けた覚えがないので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所有する領収書により、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことが確認できる上、申立期間は1か月と短期間である。

また、社会保険庁のオンライン記録及び市の国民年金収納簿によると申立期間の国民年金保険料は、平成8年11月に厚生年金保険加入を理由として還付されたことになっているが、申立人は厚生年金保険被保険者の資格を平成8年12月に再取得しているところ、国民年金の強制加入期間である申立期間の国民年金保険料を還付する合理的な理由は無く、社会保険庁の記録を前提としても、事実と異なる資格喪失手続により還付手続が行われたことが認められ、申立期間は納付済みとすべき期間であると考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

佐賀国民年金 事案 378

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から49年3月まで
両親に勧められて国民年金に加入することとなり、加入手続は母親がしてくれた。

申立期間当時、兄弟3人とも夫婦そろって家業の店を経営しており、国民年金保険料は、毎月母親が家族の分を合せて納付組織を通じて納付していた。

領収書等は残っていないが、自分以外の家族は国民年金加入期間のほぼすべての保険料を納付しているのに、自分だけが申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間のすべての保険料を納付している上、申立期間は12か月と比較的短期間である。

また、申立人に国民年金への加入を勧めたとされる申立人の両親は国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、60歳までの全期間の保険料を納付している上、申立人と同じく家業に従事していたとされる二人の兄は申立期間の保険料をすべて納付している。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年10月ごろ払い出され、申立人の母親は国民年金保険料を49年4月分から現年度納付、50年12月31日に44年3月から48年3月までの保険料を特例納付していることが社会保険事務所の特殊台帳により確認でき、申立期間は国民年金手帳記号番号の払出時点において、過年度納付が可能な期間である上、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、申立人と結婚後の48年9月ごろ払い出され、昭和47年度分の国民年金保険料が過年度納付されており、家族の保険料を合わせて納付していたとされる申立人の母親が申立人の妻の保険料を過年度納付して、申立人の申立期間の保険料を過年度納付しないとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における資格取得日は昭和38年12月6日と認められることから、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格喪失日に係る記録を40年4月19日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を、3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年12月6日から同年12月7日まで
② 昭和40年3月19日から同年4月19日まで

厚生年金保険被保険者記録の確認をしたところ、昭和38年12月6日の1日間及び40年3月19日から同年4月18日までの1か月間が空白になっていることが判明した。

昭和28年にA社に就職して以来、58年3月に退職するまでの期間において転勤はあったものの継続して勤務しており、このような空白期間は納得できない。

継続して勤務しているので、当該期間について被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における人事記録及び雇用保険の記録などから判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和38年12月6日にA社本店からB支店へ異動、40年4月19日にB支店からC支店へ異動）、申立期間①において申立人のA社B支店における資格取得日は昭和38年12月6日と認められ、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和40年2月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月 15 日から 41 年 1 月 4 日まで
年金の裁定時に、社会保険事務所の担当者から脱退手当金をもらっていると言われたが、脱退手当金というものを知らなかったし、年金は少しでも老後の生活の足しになればと思っていたので、脱退手当金はもらっていない。裁定当時はそれを担当者に言っても認められなかったなので、今回申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

A社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページの前後2ページに記載されている女性被保険者のうち、A社で2年以上の被保険者期間のある者19名の脱退手当金の支給状況を確認したところ、支給記録が確認できる者は申立人を含む2名のみであり、A社において代理請求していたことは考え難い。

また、申立人が昭和60年1月に別の事業所へ就職した際の厚生年金保険記号番号は申立期間と同一である上、申立人は42年5月ごろに国民年金に加入し、申立期間である厚生年金保険の資格喪失日までさかのぼって国民年金保険料を納付していることを踏まえると、年金記録をつなげる意志がうかがわれるとともに、この時点において申立人は申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認識していたことがうかがわれ、脱退手当金を受給していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 5 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 5 月から 58 年 3 月まで

申立期間当時、私は学生でA市の学生寮に入っていたが、就職する際に、母親から領収書のような用紙が貼ってある年金手帳をもらい、「B町で 20 歳から国民年金の加入手続をし、きちんと保険料を払っていたからね。」というような話を聞いていた。

年金手帳は会社を替るたびに会社に提出していたが、いつの間にか紛失してしまった。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 2 月に払い出されていることが社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、この時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立人の母親が、実家があるB町で申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと申し立てているが、申立期間当時申立人は、A市に住所を異動していることがB町により確認でき、実家があるB町では申立人の国民年金の加入手続や保険料納付はできず、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

加えて、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとされる申立人の母親は既に死亡しているため、国民年金の加入状況や保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から59年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年4月から59年9月まで
昭和58年4月から非常勤講師として公立学校に勤務したが、厚生年金保険等の適用が無かったため、母が市役所で私の国民年金の加入手続をした。
国民年金保険料は、母が納付書により銀行窓口で両親の国民年金保険料と合わせて納付しており、社会保険庁の記録では、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年11月以降に払い出されていることが社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、その時点では、申立期間の大半は過年度納付によらなければ国民年金保険料を納付できない期間であるが、申立人は過去の保険料をさかのぼって納付したとは申し立てておらず、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は申立期間の国民年金加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金加入手続を行い、保険料を納付したとされる申立人の母親の記憶は曖昧であるため、国民年金への加入、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年3月まで

昭和36年4月に地区の役員に勧められ、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付組織を通じて納付していた。

国民年金保険料については、地区の班長が集金し、集金時にカードに印鑑を押していたこと、保険料額が加入当時は100円で、その後、額が上がっていったことを憶えている。

納付組織を通じて国民年金保険料を納付していたことを憶えているので、社会保険庁の記録で申立期間が未加入期間とされていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立期間は84か月と比較的長期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和43年5月に払い出されたことが社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、同年4月1日の資格取得で市及び社会保険庁の記録も一致しており、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金に加入した経緯、時期及び手続の状況に関する記憶が曖昧である上、申立人は自治組織の役員を通じて国民年金保険料を納付したとしているが、当時の自治組織の役員は既に死亡しており、集金状況等が確認できないため、国民年金への加入、保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立人に国民年金手帳が払い出された時点において、申立人は強制

加入被保険者とされており、さかのぼって国民年金に加入することが可能であったと考えられるが、申立期間の大部分は時効により、特例納付によらなければ納付できない期間であり、申立人は過去の保険料をまとめて支払った記憶は無いとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年6月及び57年2月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和55年6月
② 昭和57年2月

昨年、社会保険庁から「ねんきん特別便」が届いて、確認のために社会保険事務所に行ったところ、昭和55年6月及び57年2月の計2か月の国民年金保険料が還付されているはずであるということであった。

社会保険事務所では、記録から「還付されているはずである。」というだけで、いつ、どこで、だれに支払ったかは説明してくれない。

母に聞いても、「一度支払った国民年金保険料が返ってくるとは聞いたことも無かったし、もらったことも無い。」と言っている。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する領収書により、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことは確認できるが、申立人は、昭和55年6月21日にA社に係る厚生年金保険の被保険者資格を、57年2月15日にB社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得しており、納付済みであった55年6月と57年2月の国民年金保険料が還付されていることについて、不自然さは見られない。

また、社会保険庁の特殊台帳及び市役所の国民年金被保険者名簿のいずれにも、昭和55年6月及び57年2月の国民年金保険料が還付されたことが記録されており、還付決定年月日及び還付金額も一致しており、その記載内容に不合理な点は見られない。

さらに、特殊台帳及び市役所の国民年金被保険者名簿に記載されている住所は申立人の実家の住所であり、戸籍の附票で確認しても、昭和53年5月以降は同住所となっている上、申立人も実家に戻って以降、申立期間を含め住所の異動は無いと供述しており、ほかに社会保険事務所が還付金の支払通知書の送付先を誤ったことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 10 月ごろから 35 年 8 月ごろまで
(A 事業所)
② 昭和 35 年 9 月ごろから 36 年 3 月ごろまで
(B 事業所)

A 事業所及び B 事業所に昭和 34 年 10 月ごろから 36 年 3 月ごろまで勤務した経験があったので、社会保険事務所に調査を依頼したところ、両事業所とも社会保険の適用事業所であるが、私の厚生年金保険加入記録は見当たらないとの回答であった。A 事業所には、公共職業安定所の紹介で季節工として入社した。

名前の書き間違いや生年月日の記載間違いをされた経験があるので、調査をした上で、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①において、申立人及び同僚の供述から、申立人が A 事業所に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、A 事業所は現存するものの、人事記録、賃金台帳等申立人の勤務状況を確認できる資料を保管しておらず、申立人も給与明細書等を所持していないため、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認することはできない。

また、申立人が、申立期間①において、A 事業所で一緒に勤務したとする同僚に照会したところ、当該同僚は、「古いことなのではっきりしないが、申立人は、昭和 35 年又は 36 年ごろ、1 年弱勤務していたと思う。契約期間が決まっている期間工員だった。申立人が年金等に参加していたかどうかは知らない。」と供述している。このほかに申立内容を裏付ける供述等は得ら

れず、勤務したことは事実と思われるが、A事業所から厚生年金保険料を控除されていたかは不明であるところ、A事業所の社会保険の事務担当者は、「当事業所では、当時から職員名簿を作成しているが、その中に申立人の氏名は記載されていないため、当事業所に勤務していたことを確認できず、申立人は、季節工か下請会社社員だったと考えられる。季節工は、臨時職員であり、厚生年金保険には加入させておらず、給与から厚生年金保険料も控除していない。」と供述している。

さらに、申立期間①当時、A事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得した者を、社会保険庁が保管するA事業所の厚生年金保険被保険者名簿により確認したところ、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番は無い。

- 2 申立期間②について、B事業所では、「現在、B事業所は、法人格があるだけで、実際に操業しているわけではない。当時の担当者もいないし、資料等も残っていないので、回答できない。」としている上、人事記録、賃金台帳等申立人の勤務状況を確認できる資料を保管しておらず、申立人も給与明細書等を所持していないため、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認することはできない。

また、申立人が自分より先に入社していたと記憶している同僚2名も、B事業所での厚生年金保険加入記録を確認できず、B事業所では、すべての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではないと考えられる。

さらに、申立期間②当時、B事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得した者を、社会保険庁が保管するB事業所の厚生年金保険被保険者名簿により確認したところ、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番は無い。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 38 年 4 月 7 日まで
60 歳になる前に社会保険事務所の年金相談コーナーにて、自分の年金加入記録について確認したところ、A社に係る厚生年金保険の加入記録について、脱退手当金を受給済みとされていることを初めて知った。脱退手当金を受給したとされている昭和 38 年 5 月当時は、家の手伝いをしており、年金のことについては何もわからない状況だった。私は、脱退手当金については、受給した記憶が無いので、今回の申立てをすることにした。

第3 委員会の判断の理由

管轄社会保険事務所が保管する申立人のA社に係る脱退手当金裁定請求書において、「はじめて被保険者として使用された事業所」の欄に、A社の名称と所在地がゴム印で記載されており、A社において事業主が代理請求を行った可能性や、A社の名称と所在地をあらかじめ押印した脱退手当金裁定請求書を退職者に配布していた可能性がうかがえる。

また、申立人のA社に係る「脱退手当金裁定請求書」、「脱退手当金決定伺」及び「厚生年金保険被保険者に関する記録事項確認票」が管轄社会保険事務所に保管されており、「脱退手当金裁定請求書」には手書きで申立人の住所、氏名と「通算年金制度に関係なく脱退手当金を請求いたします。」との文章が記載され、申立人の旧姓の印が押されている上、いずれの書類にも脱退手当金の支払いが行われたことを示す「資金前渡官吏 38. 5. 22 支払済」の押印が確認できる。

さらに、申立期間後に勤務したB社に係る厚生年金保険被保険者記号番号は、A社において申立人に払い出されていた記号番号とは異なるため、脱退手当金を受給したことにより、記号番号が異なっているものとするのが自

然である。

加えて、A社に係る厚生年金保険被保険者原票において、脱退手当金を受給したとされている者には「脱」の表示があり、申立人についても脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印がされているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和38年5月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。